Panasonic

取扱説明書

小電力型 ワイヤレス中継器

品番 **ECE1680**

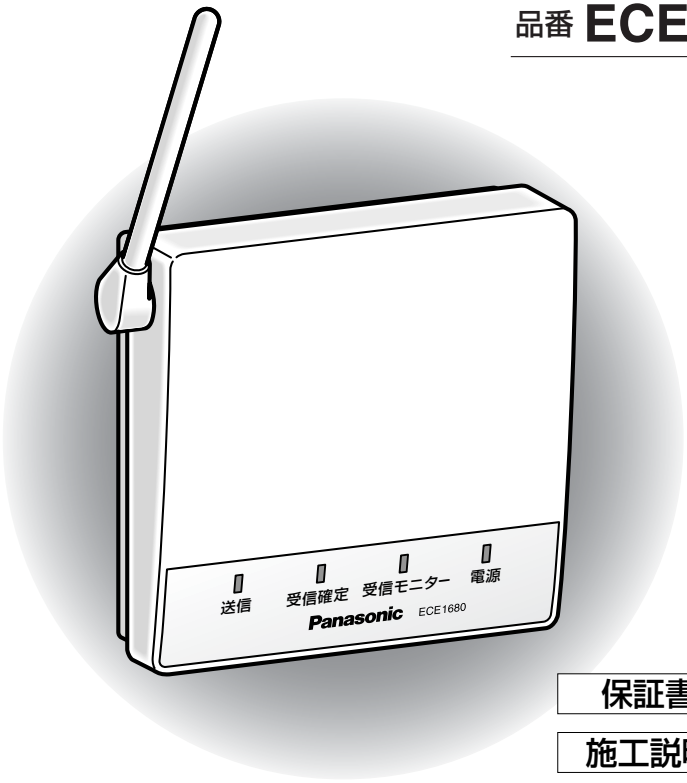

保証書付き

施工説明付き

このたびは、パナソニック製品をお買い上げいただき、
まことにありがとうございます。

- ●取扱説明書をよくお読みのうえ、正しく安全にお使いください。
  ご使用前に「安全上のご注意」(2ページ)を必ずお読みください。
- ●保証書は、「お買い上げ日・販売店名」などの記入を確かめ、取扱説明書とともに大切に保管してください。
- ●施工後、必ず施主様に商品説明をしていただき、取扱説明書をお渡しください。
- ●万一、取扱説明書にしたがわず使用された場合の故障などについては責任を負い兼ねることがあります。

8A3 022 00002 M0307-10708A

もくじ

●安全上のご注意 …… 2
●ご使用前に …… 3
●ご注意 …… 4・5
●各部のなまえとはたらき …… 7・8
●登録および設定方法 …… 9〜14
　1 受信器に発信器・送信器を登録する —— 9
　2 中継器の電源プラグを差し込む —— 9
　3 周波数チャンネルを確認する —— 10
　4 中継器の台数を設定する —— 11
　5 中継器に発信器・送信器を登録する —— 12〜14
　発信器・送信器・受信器の登録を消去する場合は —— 14
●動作確認方法 …… 15
●取付方法 …… 16〜18
●故障かな？と思われたら …… 19・20
●仕様 …… 21
●保証とアフターサービス …… 22

付属品

●取付用なべタッピンネジ(4×20)……2本
●パナソニック電工お客様ご相談窓口のご案内……1枚
●取扱説明書(保証書付き)(本紙)……1冊

安全上のご注意

必ずお守りください

人への危害、財産の損害を防止するため、必ずお守りいただくことを説明しています。

■誤った使い方をしたときに生じる危害や物的損害の程度を説明しています。

⚠警告	「死亡や重症を負うおそれがある内容」です。

■お守りいただく内容を次の図記号で説明しています。(次は図記号の例です。)

⃠	してはいけない内容です。	❗	実行しなければならない内容です。

⚠警告

分解禁止	**絶対に分解したり、修理・改造しない。** 感電の原因となります。
必ず守る	**電源プラグは根元まで確実に差し込む。** 差し込みが不完全ですと、感電や発熱による火災の原因となります。 傷んだプラグ・ゆるんだコンセントは使用しないでください。
必ず守る	**電源プラグのホコリなどは定期的に取る。** プラグにホコリなどがたまると、湿気などで絶縁不良となり火災の原因となります。電源プラグを抜き、乾いた布でふいてください。
必ず守る	**万一、異常が発生したら電源プラグをコンセントから抜く。** そのまま使用すると、火災・感電の原因となります。
禁止	**電源コード・プラグを破損するようなことはしない。** 〔傷つけたり、加工したり、熱器具に近づけたり、無理に曲げたり、ねじったり、引っ張ったり、重い物を載せたり、束ねたりしない。〕 傷んだまま使用すると、感電・ショート・火災の原因となります。 コードやプラグの修理は、販売店にご相談ください。
ぬれ手禁止	**ぬれた手で、電源プラグの抜き差しはしない。** 感電の原因となります。

●ご使用前に

●この商品は、発信器・送信器からの電波が受信器に届きにくい場合に、受信器と発信器・送信器の間に中継器を設置して電波を届きやすくする商品です。
なお、この商品は電波法で認められた「特定小電力の無線設備（テレメータ用およびテレコントロール用）」です。

●この商品は報知・連絡用であり生命救済、犯罪防止を目的にした機器ではありません。

●この商品は、登録が必要です。また、中継器を2台使用する場合も設定が必要です。登録手順については、9ページ「登録および設定方法」をご確認ください。

重　要

◆発信器・送信器の登録

すべての発信器・送信器は、「**ID番号**」を持っています。これは、発信器・送信器の「**名前**」のような役割を果たします。
中継器は、事前に知らされているID番号の発信器・送信器からの電波のみを受信することができます。このため使用する前に、発信器・送信器のID番号を中継器に知らせておく作業が必要となります。この作業が「**登録**」です。

◆周波数チャンヤンネル

受信器・中継器・発信器・送信器が使用する電波帯を「**周波数チャンネル**」と呼びます。
発信器・送信器が中継器に正しく登録されていても、同じ周波数チャンネルを使用するように設定されていなければ、通信することはできません。**発信器・送信器・中継器・受信器は、必ず同じ周波数チャンネルに設定してください。**また、近い周波数の電波が周囲に多数ある場合、電波を正常に受信できないことがあります。このような場合、周波数チャンネルを変更してください。周囲に近い周波数の電波があるかどうかは、受信モニターの点灯・点滅状態で確認することができます。

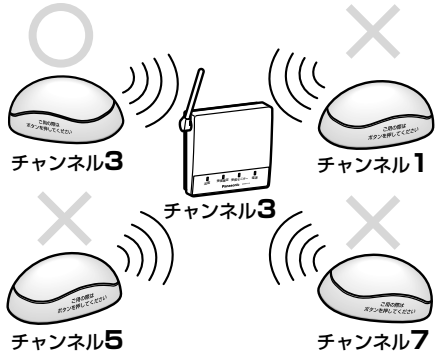

おことわり

●発信器・送信器・中継器は、総務省の技術基準に適合しています。商品に貼り付けられている表示（㊣マーク）は、その証明マークです。表示マークの貼り付けられている商品は総務大臣の許可無しに改造して使用することはできません。

改造すると法律により罰せられることがあります。

●ご注意

■中継器は１システムに2台まで使用できます。
2台使用する場合は、台数設定が必要です。（11ページ参照）

■中継器と受信器・発信器・送信器の電波の到達距離は、組み合わせる受信器によって異なります。下図をご確認ください。また、中継器を2台使用する場合の中継器と中継器の電波の到達距離は、障害物がない場所での水平見通し距離約40mです。

（注）中継器の設置場所は、受信器と発信器・送信器の中間よりやや発信器・送信器よりに設置すると、電波が届きやすくなります。

携帯受信器との組み合わせ　　※：障害物のない場所での水平見通し距離にて

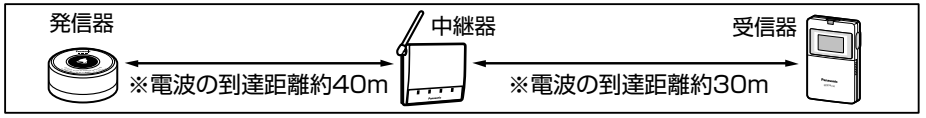

卓上受信器・接点出力受信器との組み合わせ

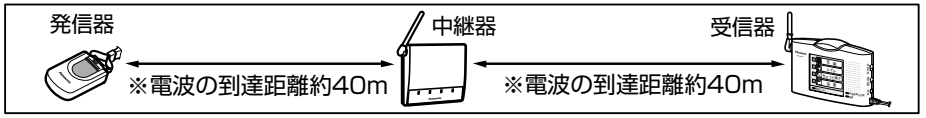

サービスコール受信器との組み合わせ

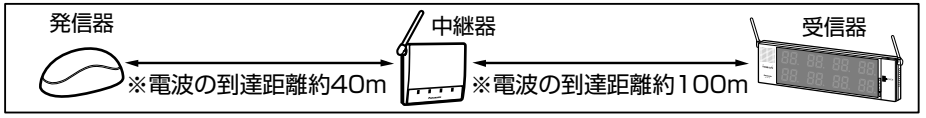

■下記のような使用環境では、電波（ノイズ）を受けたり電波の到達距離が短くなります。このような場合は動作しないことがありますので注意してください。

●機器間に金属や鉄筋コンクリートなどの電波を通しにくい障壁がある。
●機器間にある壁面内の断熱材にアルミ箔を貼り付けたグラスウールを使用している。
●機器の周辺が金属物で囲まれている。（スチールキャビネットの間、カラオケボックスなど）
●金属物の壁面に機器を取り付けている。
●操作する人の体の向きで電波を遮っている。
●電子レンジやパソコンなどの家電商品やOA機器が機器の2m以内にある。
●機器の近くで、直流電圧で駆動するベルやモーターなどの機器が動作している。
●機器の近くで、携帯電話やPHS電話を使用している。
●機器の近く（10m以内）で、マイクロ波治療器を使用している。
●近くに、テレビ・ラジオの送信所近辺の強電界地域または各種無線局がある。

■到達範囲内でも電波が弱くなるポイントがありますので注意してください。

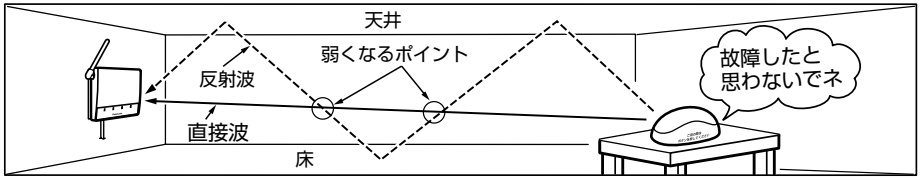

ご注意

■設置場所ではあらかじめ動作確認を行ってください。設置後、使用環境(電波環境)が変わることがありますので、定期的に動作確認を行ってください。
■受信器と中継器は50cm以上離してください。
■送信電波が医用電気機器に与える影響はきわめて少ないものですが、安全管理のため中継器は医用電気機器から20cm以上離して使用してください。
■中継器の取付場所を変更する場合、あらかじめ動作確認を行ってください。

組み合わせ可能な商品について

●下記の商品と組み合わせて使用してください。
●ご使用の際にはその商品に付属の説明書を参照してください。
●中継器に登録できる発信器・送信器の台数は、組み合わせる受信器の発信器登録台数と同じです。

(2008年7月現在)

品　名	品　番
接点出力受信器(1出力用)	ECE5101
接点出力受信器(4出力用)	ECE5104
卓上受信器	ECE1601P
携帯受信器	ECE1611K(セット品番：ECE161KP)
携帯受信器(個別呼出用本体)(充電台別)	ECE1612
携帯受信器(防沫ケース付)(充電台別)	ECE1613
サービスコール受信器(シンプルタイプ)	ECE3152
サービスコール受信器(マルチタイプ)	ECE3102K
小電力型ワイヤレスシリーズの発信器・送信器(ECE品番)	ECE3342J01ほか

注 微弱型のワイヤレス機器(ECA品番)および自動通報システム用小電力型のワイヤレス機器(ECD品番)と組み合わせての使用はできません。

お手入れ

ふだんのおそうじは…
やわらかい布でふき取ってください。

汚れが目立つときは…
中性洗剤を薄めた液にやわらかい布を浸し、固く絞ってふき取ってください。
噴霧式の洗剤は使用しないでください。

注 ベンジンなどは引火性があるため、使用しないでください。

MEMO

各部のなまえとはたらき

小電力型 ワイヤレス中継器（ECE1680）

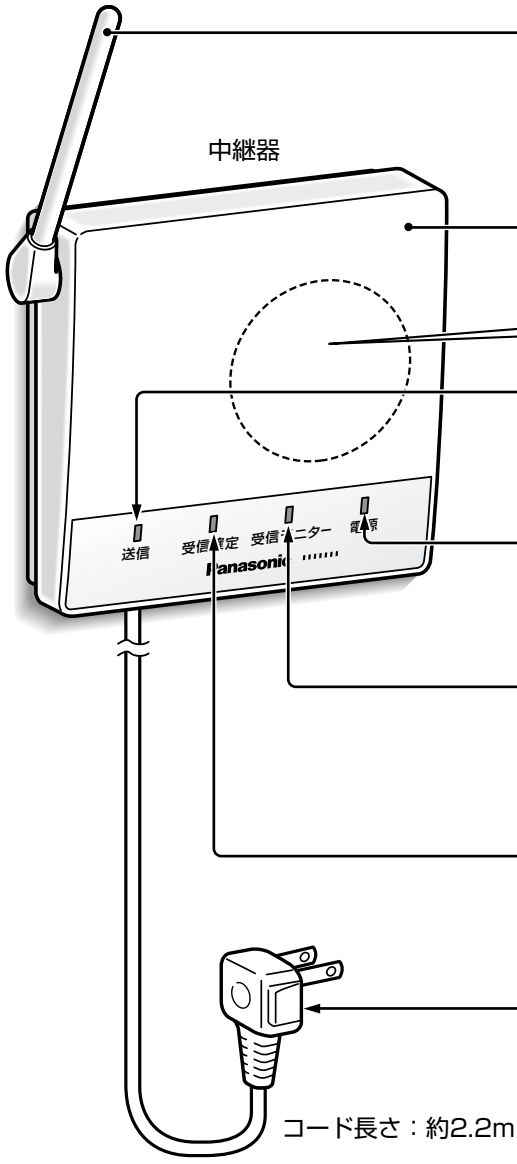

中継器

アンテナ

注 壁面から約30°かたむけて使用してください。電波を受信しやすくなります。

カバー

送信表示灯

●赤色点灯で受信器に電波を送信したことを示します。

電源表示灯

●緑色点灯で電源が入っていることを示します。

受信モニター

●赤色点灯で発信器・送信器の電波を受信したことを示します。

受信確定表示灯

●赤色点灯で受信を確定したことを示します。

電源プラグ

コード長さ：約2.2m

設定部（カバーをはずした図）

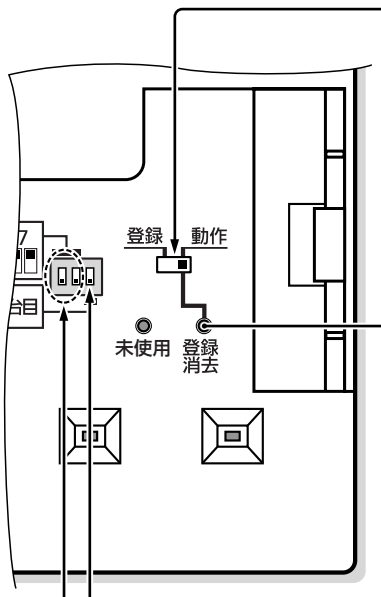

モード切替スイッチ

●中継器に発信器・送信器を登録するときに使用します。
通常は「動作」側で使用します。
（出荷時：動作）（13ページ参照）

登録消去ボタン

●登録内容をすべて消去するときに使用します。

台数設定スイッチ（設定スイッチ3）

●中継器を2台使用する場合に設定します。
（出荷時：1台目）（11ページ参照）

周波数設定スイッチ（設定スイッチ1・2）

●周波数チャンネルを設定します。（出荷時：CH.1）
（10ページ参照）

注 必ず発信器・送信器および受信器の周波数チャンネルと合わせてください。

登録および設定方法

設定・登録は次のような流れに沿って行います。

1. 受信器に発信器・送信器を登録する
2. 中継器の電源プラグを差し込む
3. 周波数チャンネルを確認する
4. 中継器の台数を設定する
5. 中継器に発信器・送信器を登録する

1 受信器に発信器・送信器を登録する

- ●受信器、または発信器・送信器に付属の説明書にしたがって登録してください。
- ●すでに受信器と発信器・送信器をお使いの場合は、登録不要です。（手順 2 より操作してください。）

2 中継器の電源プラグを差し込む

- ●送信表示灯、受信確定表示灯、受信モニター、電源表示灯が点滅します。
- ●発信器・送信器が1台でも登録されている場合は、電源表示灯のみ点灯します。

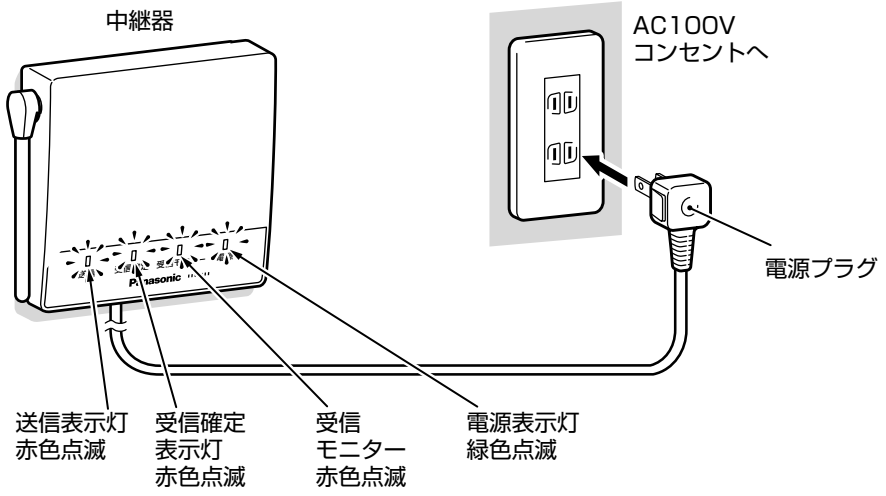

3 周波数チャンネルを確認する

❶カバーをはずす

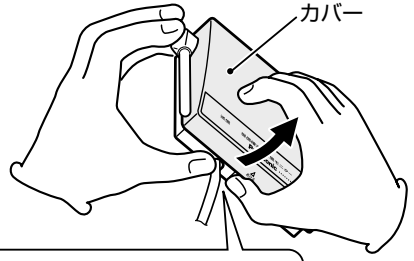

カバーの手前を引っ張ってカバー裏面のロックをはずしてください。

❷中継器の周波数チャンネルが受信器と同じであることを確認する

- ●通常は変更不要です。周波数チャンネルが違っていれば、中継器の周波数チャンネルを変更して、受信器と合わせてください。

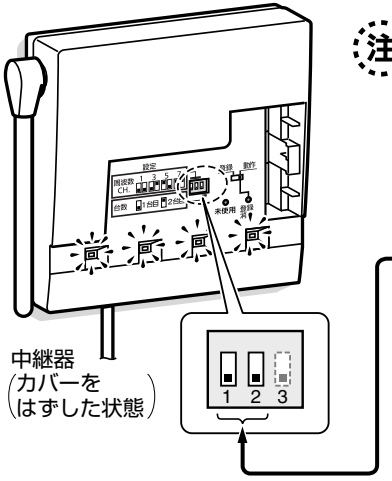

注
- ●受信器の周波数チャンネル確認方法は、受信器に付属の説明書を参照してください。
- ●中継器の周波数チャンネルを変更しても、発信器・送信器を登録し直す必要はありません。

周波数設定スイッチ（設定スイッチ1・2）

CH.1	CH.5
CH.3	CH.7

受信モニターの便利な使い方

発信器・送信器を操作していないのに、中継器の受信モニターが赤色点灯・点滅する場合は、近くにある家電商品やパソコンなどのOA機器からの電波（ノイズ）を受けているか、もしくはトランシーバーや当社および他社の無線商品など、特定小電力無線設備が使用されている可能性があります。
このような場合は、使用場所を変更したり、周波数チャンネルを変更して受信モニターが点灯・点滅しないようにしてください。

4 中継器の台数を設定する

注 ●中継器を2台使用する場合のみ設定してください。(出荷時：1台目)
●下記の設定で使用している場合、中継器を2台使用できません。
■サービスコール受信器を 同ボタン消去 設定で使用している場合
■接点出力受信器を トグル出力モード 入力同期出力モード 設定している場合

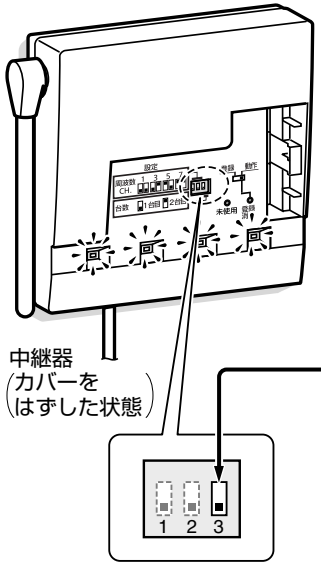

台数設定スイッチ(設定スイッチ3)

●受信器に近い中継器を「1台目設定」、遠い方を「2台目設定」に設定してください。
2台とも同じ設定にすると、正常に動作しません。

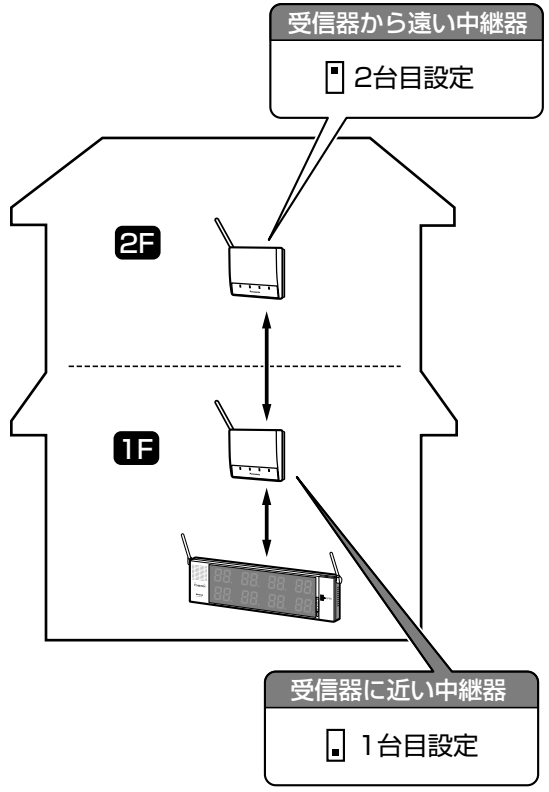

5 中継器に発信器・送信器を登録する

●登録は中継器の近くで行ってください。
●発信器・送信器を中継器に追加登録する場合は、必ず受信器にも登録してください。

中継器を1台使用する場合

●受信器に電波が届きにくい発信器Aのみ中継器に登録してください。

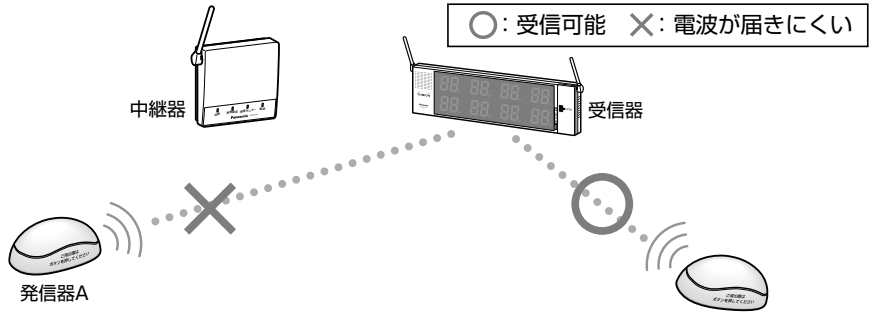

➡発信器Aのみ中継器に登録してください。

中継器を2台使用する場合

●電波を中継させたい中継器に発信器を登録してください。
●受信器に電波が届きにくい発信器のみ中継器に登録してください。

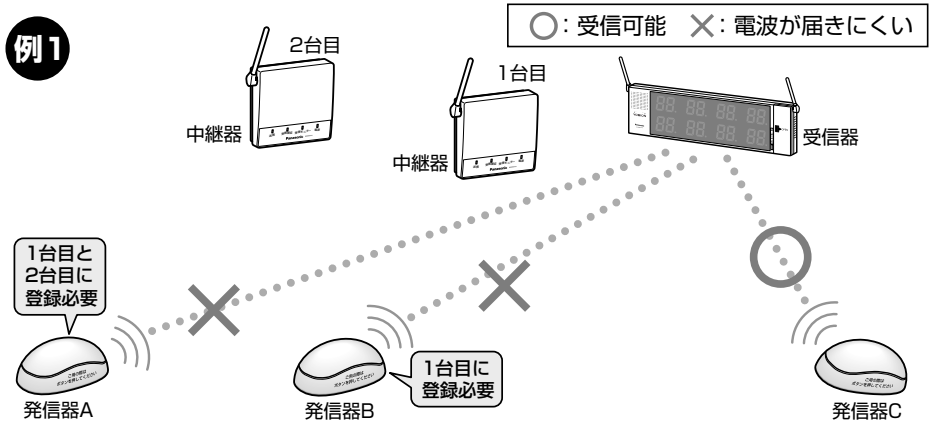

➡発信器Aを1台目・2台目の中継器に、発信器Bを1台目の中継器に登録してください。

例2 次ページに続く

登録および設定方法

中継器を2台使用する場合

●電波を中継させたい中継器に発信器を登録してください。
●受信器に電波が届きにくい発信器のみ中継器に登録してください。

例2

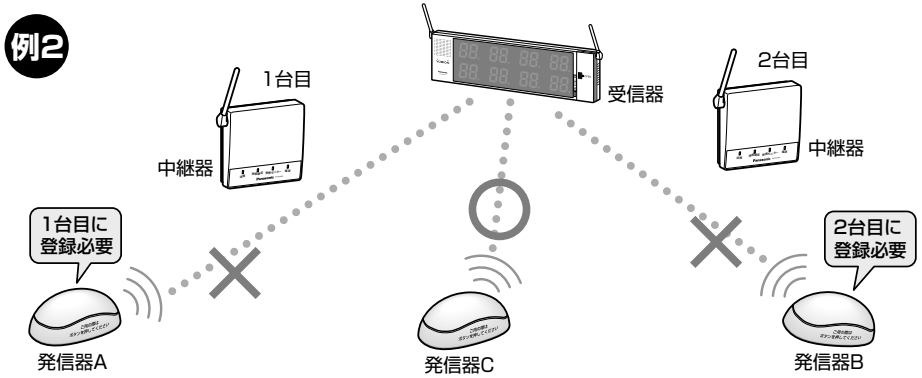

➡発信器Aを1台目の中継器に、発信器Bを2台目の中継器に登録してください。

登 録 手 順

❶ モード切替スイッチを登録モードにする

●送信表示灯と電源表示灯が点滅します。

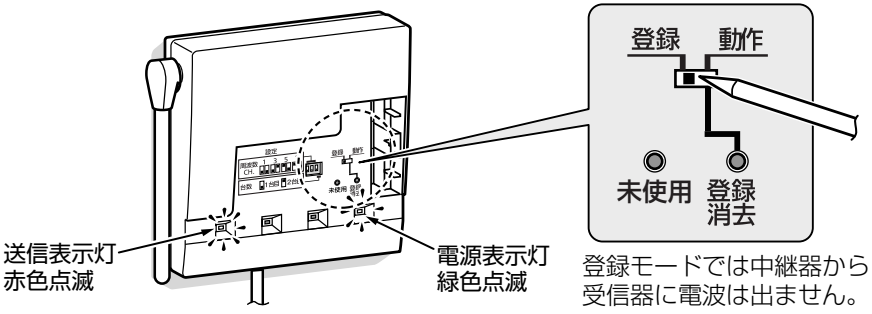

登録モードでは中継器から
受信器に電波は出ません。

❷ 登録する発信器・送信器を動作させる

●登録すると、受信モニター、受信確定表示灯が点滅し、送信表示灯が約2秒間点灯します。(電源表示灯は点滅し続けます。)
●複数台発信器・送信器を登録する場合は、送信表示灯が点滅しているときに順次動作させてください。
●発信器・送信器については、その商品に付属の説明書を参照してください。

❸ モード切替スイッチを動作モードに戻す

●送信表示灯は消灯し、電源表示灯が点灯します。

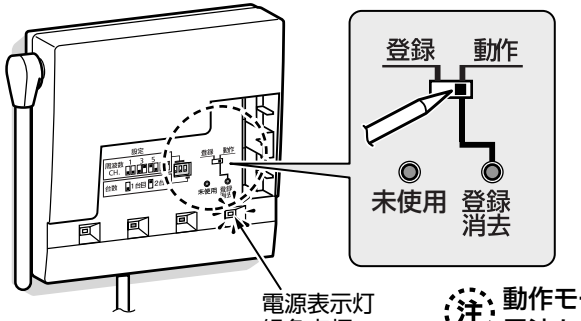

注 動作モードに戻さないと、電波を中継できません。

発信器・送信器・受信器の登録を消去する場合は

●モード切替スイッチが動作モードであることを確認し、登録消去ボタンを3秒以上長押しする

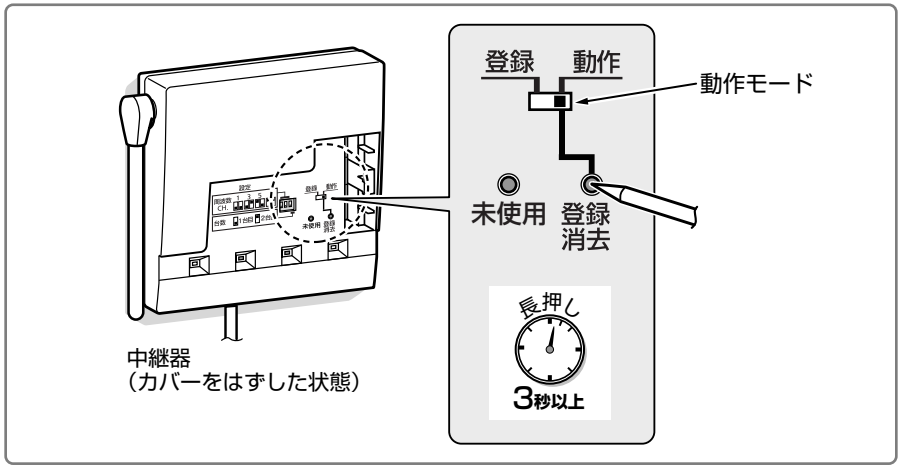

注 ●登録内容がすべて消去されます。
発信器・送信器は1台ずつ個別に登録を消去することはできません。
●送信表示灯・受信確定表示灯・受信モニター・電源表示灯がすべて点滅すれば、登録消去が完了です。

動作確認方法

●すべての発信器・送信器の登録が完了してから、発信器・送信器を操作して中継器が正常に動作することを確認してください。
●中継器の動作確認、および受信器による電波到達確認を行った後、中継器を取り付けてください。（16ページ参照）

中継器の動作確認

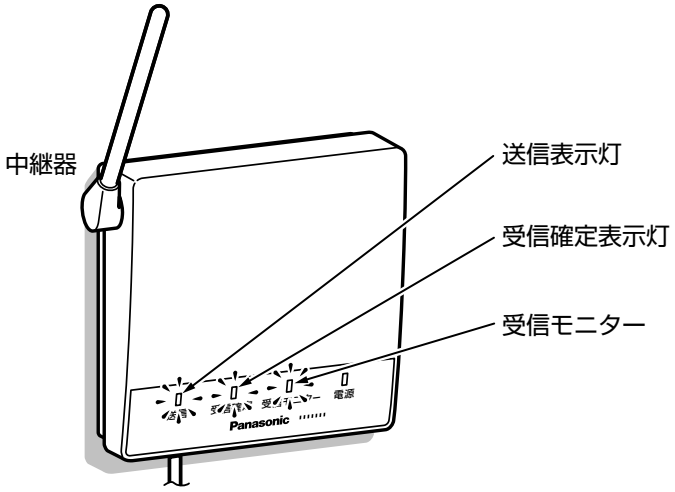

●発信器・送信器を動作させて、

受信モニター（赤色）
↓
受信確定表示灯（赤色）
↓
送信表示灯（赤色）

（注）必ず3つの表示灯が順次点灯することを確認してください。

が順次点灯すれば、 中継器は正常に動作しています。
異常がある場合は、19ページの「故障かな？と思われたら」にしたがって、適切に処置してください。

電波到達確認

●受信器の説明書にしたがって受信器を電波確認モードにして、すべての発信器・送信器から電波が届くことを確認してください。

取付方法

（注）必ず取り付ける前に受信器に発信器・送信器を登録して電波到達確認を行ってください。

❶ カバーをはずす

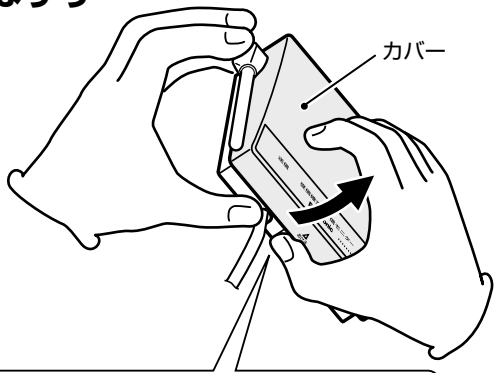

カバーの手前を引っ張って、カバー裏面のロックをはずしてください。

❷ 本体から取付金具をはずす

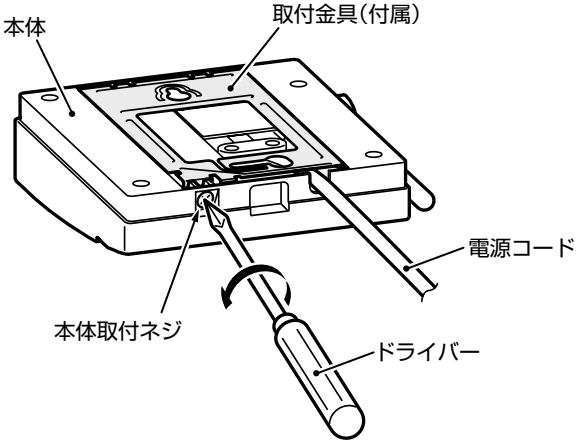

❸ 取付金具を固定する

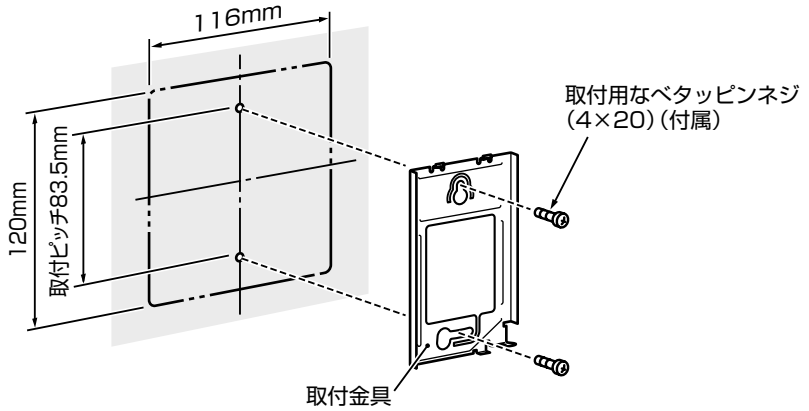

注 ●JIS1コ用スイッチボックス(取付ピッチ83.5mm)にも取り付けられます。スイッチボックスに取り付ける場合は、取付用小ネジ(M4)(スイッチボックスに付属)で固定してください。
●アンテナを伸ばすため中継器上部から12cm以内には障害物がない位置に取り付けてください。

電源コードの引出方法

●電源コードは必ず切り欠き部分より配線してください。

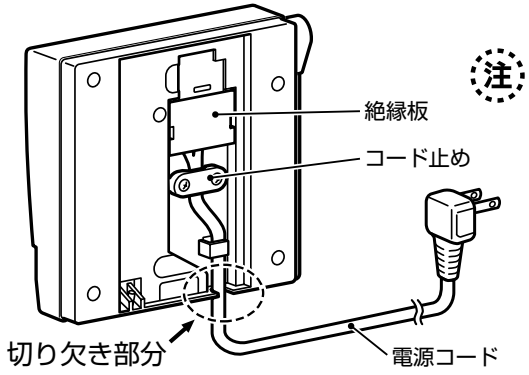

注 ●絶縁板は、はずさないでください。
●コード止めから電源コードをはずさないでください。
(取付金具に、はさみ込むおそれがあります。)

❹ 本体を取り付ける

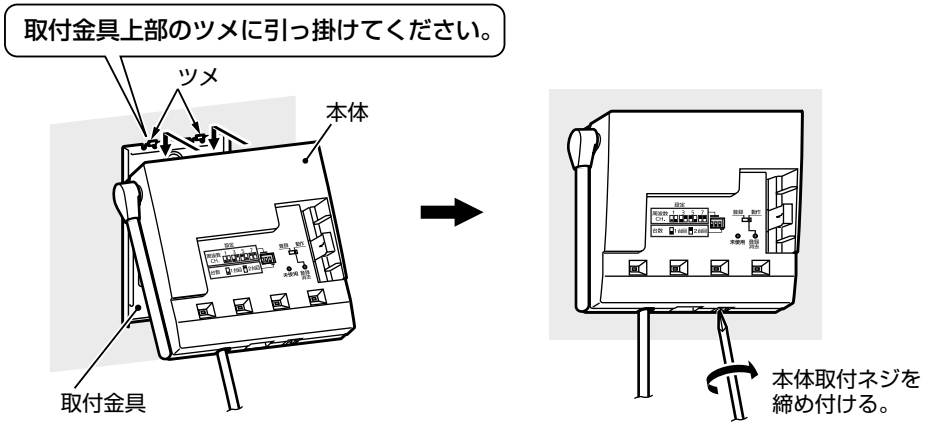

❺ 電源プラグを差し込む

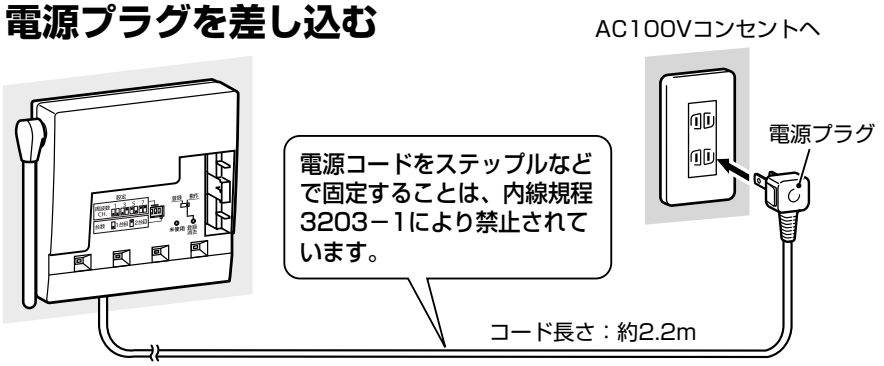

❻ カバーを取り付け、アンテナを伸ばす

注 アンテナは壁面から約30°かたむけて使用してください。
電波を受信しやすくなります。

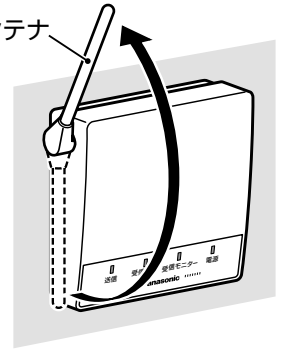

故障かな？と思われたら 〔異常時の点検〕

登録できない

●修理・サービスを依頼される前に、次の点検および処置を行ってください。登録できない場合は19ページを、動作しない場合は20ページを参照し、項目順に点検をしてください。
●点検を行っても原因がわからないときには、施工店またはお客様ご相談窓口にお問い合わせください。

1.特定の発信器・送信器が中継器に登録できない場合

点　検	処　置
発信器・送信器が正常に動作していますか？	該当する発信器・送信器に付属の説明書、または受信器に付属の説明書を参照して、正常に動作していることを確認してください。
発信器・送信器の周波数チャンネルは、中継器の周波数チャンネルと同じですか？	すべての機器の周波数チャンネルを同じに合わせてください。（10ページ参照）
中継器から離れた場所で登録しようとしていませんか？	中継器と発信器・送信器を近づけて登録してください。

2.すべての発信器・送信器が中継器に登録できない場合

点　検	処　置
発信器・送信器の周波数チャンネルは、中継器の周波数チャンネルと同じですか？	すべての機器の周波数チャンネルを同じに合わせてください。（10ページ参照）
中継器の電源表示灯は点滅していますか？	点滅していなければ、登録モードになっていません。中継器を登録モードにしてください。（13ページ参照）
発信器・送信器を動作させていないのに、中継器の受信モニターが点灯・点滅していませんか？	点灯・点滅している場合、中継器が周辺ノイズの影響を受けています。受信モニターが消灯する周波数チャンネルに、すべての機器を変更してください。（10ページ参照）

動作しない

1.すべての発信器・送信器が動作しない場合（中継器の登録にかかわらず）

中継器ではなく、受信器側の原因と考えられます。受信器に付属の説明書を参照してください。

2.中継器に登録したすべての発信器・送信器が動作しない場合

点　検	処　置
中継器の電源表示灯は点灯していますか？	消灯している場合、電源が供給されていません。ブレーカーや電源プラグを確認してください。
発信器・送信器を動作させていないのに、中継器の受信モニターが点灯・点滅していませんか？	点灯・点滅している場合、中継器が周辺ノイズの影響を受けています。受信モニターが消灯する周波数チャンネルに、すべての機器を変更してください。（10ページ参照）

3.特定の発信器・送信器が動作しない場合

点　検	処　置
発信器・送信器が正常に動作していますか？	該当する発信器・送信器に付属の説明書、または受信器に付属の説明書を参照して、正常に動作していることを確認してください。
発信器・送信器が動作時、中継器の受信モニター、受信確定表示灯が点灯していますか？	発信器・送信器の周波数チャンネルを確認し、中継器と異なる場合は合わせてください。（10ページ参照） 発信器・送信器と中継器の設置距離を近づけて、動作する場所に設置してください。
上記の受信確定表示灯点灯後、送信表示灯は点灯していますか？	発信器・送信器が中継器に登録されていません。使用する発信器・送信器を中継器に登録してください。
受信器の受信モニターは点灯していますか？	受信器の周波数チャンネルを確認し、中継器と異なる場合は合わせてください。（10ページ参照） 中継器と受信器の設置距離を近づけて、動作する場所に設置するか、中継器をもう1台設置してください。（中継器は2台まで）
上記すべてが該当しない場合	発信器・送信器が受信器に登録されていません。使用する発信器・送信器を受信器に登録してください。 受信器の使用方法に誤りがあります。受信器に付属の説明書を参照してください。

●仕　様

屋内用

電源電圧	AC100V　50/60Hz
消費電力	動作時 0.8W　　待機時 0.5W
使用周波数	CH.1（426.0250）MHz CH.3（426.0500）MHz CH.5（426.0750）MHz CH.7（426.1000）MHz の1波　※周波数設定スイッチで選択
電波の到達距離 （周囲環境により異なります。）	●中継器～ECE品番の発信器・送信器 ：障害物がない場所での水平見通し距離約40m ●中継器～携帯受信器 ：障害物がない場所での水平見通し距離約30m ●中継器～卓上受信器・接点出力受信器 ：障害物がない場所での水平見通し距離約40m ●中継器～サービスコール受信器 ：障害物がない場所での水平見通し距離約100m ●中継器～中継器（中継器2台使用時） ：障害物がない場所での水平見通し距離約40m
使用温度範囲	0℃～＋40℃
寸　　法	高さ：約120mm（アンテナを伸ばした状態：約210mm） 幅　：約116mm 奥行：約37mm
質　　量	約450g

●保証とアフターサービス

よくお読みください

修理・お取り扱い・お手入れ
などのご相談は…
まず、お買い上げの販売店へ
お申し付けください。

転居や贈答品などでお困りの場合は…
- ●修理は、サービス会社・販売会社の「修理ご相談センター」へ！
- ●使いかた・お買い物などのお問い合わせは、「お客様ご相談センター」へ！

■保証書（裏表紙をご覧ください）
お買い上げ日・販売店名などの記入を必ず確かめ、お買い上げの販売店からお受け取りください。
よくお読みのあと、保管してください。

保証期間：お買い上げ日から本体1年間

■補修用性能部品の保有期間 7年
当社は、この小電力型ワイヤレス中継器の補修用性能部品を、製造打ち切り後7年保有しています。
注）補修用性能部品とは、その製品の機能を維持するために必要な部品です。

■修理を依頼されるとき
19～20ページの「故障かな？と思われたら」に従ってご確認のあと、直らないときは、まず電源プラグを抜いて、お買い上げの販売店へご連絡ください。

●保証期間中は
保証書の規定に従って、出張修理をさせていただきます。

●保証期間を過ぎているときは
修理すれば使用できる製品については、ご要望により修理させていただきます。
下記修理料金の仕組みをご参照のうえ、ご相談ください。

●修理料金の仕組み
修理料金は、技術料・部品代・出張料などで構成されています。

技術料は、診断・故障個所の修理および部品交換・調整・修理完了時の点検などの作業にかかる費用です。

部品代は、修理に使用した部品および補助材料代です。

出張料は、お客様のご依頼により製品のある場所へ技術者を派遣する場合の費用です。

ご連絡いただきたい内容			
製　品　名	小電力型ワイヤレス中継器	お買い上げ日	年　月　日
品　　番	ECE1680	故障の状況	できるだけ具体的に

愛情点検　**長年ご使用の小電力型ワイヤレス中継器の点検を!**

こんな症状はありませんか	●電源を入れても動かないことがある。 ●こげくさい臭いや異常な音、振動がする。 ●その他の異常や故障がある。	このような症状のときは、使用を中止し、故障や事故防止のため、電源プラグを抜いて、必ず販売店に点検をご相談ください。

便　利　メ　モ　（おぼえのため、記入されると便利です。）

お買い上げ日	年　月　日	品　番	ECE1680
販　売　店　名	電話（　　）　　ー		
お客様ご相談窓口	電話（　　）　　ー		

パナソニック電工株式会社　HA・セキュリティ事業部
〒514-8555 三重県津市藤方1668
© Panasonic Electric Works Co., Ltd. 2008

MEMO

MEMO

〈無料修理規定〉

1.取扱説明書、本体貼付ラベルなどの注意書に従った使用状態で保証期間内に故障した場合には、無料修理をさせていただきます。
（イ）無料修理をご依頼になる場合には、お買い上げの販売店にお申しつけください。
（ロ）お買い上げの販売店に無料修理をご依頼になれない場合には、お客様ご相談窓口にご相談ください。
（ハ）この商品は出張修理をさせていただきますので、修理に際し本書をご提示ください。
2.ご転居の場合の修理ご依頼先は、お買い上げの販売店またはお客様ご相談窓口にご相談ください。
3.ご贈答品などで本保証書に記入の販売店で無料修理をお受けになれない場合には、お客様ご相談窓口にご相談ください。
4.保証期間内でも次の場合には原則として有料にさせていただきます。
（イ）使用上の誤り及び不当な修理や改造による故障及び損傷
（ロ）お買い上げ後の取付場所の移設、輸送、落下などによる故障及び損傷
（ハ）火災、地震、水害、落雷、その他天災地変及び公害、塩害、ガス害（硫化ガスなど）、異常電圧、指定外の使用電源（電圧、周波数）などによる故障及び損傷
（ニ）一般家庭用以外に使用された場合の故障及び損傷
（ホ）本書のご提示がない場合
（ヘ）本書にお引き渡し年月日、お客様名、販売店名の記入のない場合、あるいは字句を書き替えられた場合
（ト）離島または離島に準じる遠隔地へ出張修理を行う場合の出張に要する実費
5.本書は日本国内においてのみ有効です。
6.本書は再発行いたしませんので大切に保管してください。
7.お客様ご相談窓口は、別紙パナソニック電工お客様ご相談窓口のご案内をご参照ください。

修理メモ

※お客様にご記入いただいた個人情報（保証書控）は、保証期間内の無料修理対応及びその後の安全点検活動のために利用させていただく場合がございますのでご了承ください。
※この保証書は、本書に明示した期間、条件のもとにおいて無料修理をお約束するものです。従ってこの保証書によって、保証書を発行している者（保証責任者）、及びそれ以外の事業者に対するお客様の法律上の権利を制限するものではありませんので、保証期間経過後の修理についてご不明の場合は、お買い上げの販売店またはお客様ご相談窓口にお問い合わせください。
※保証期間経過後の修理や補修用性能部品の保有期間については、取扱説明書をご覧ください。
※This warranty is valid only in Japan.

Panasonic

出張修理

ワイヤレス中継器保証書

本書はお買い上げの日から下記期間中故障が発生した場合には本書裏面記載内容で無料修理を行うことをお約束するものです。ご記入いただきました個人情報の利用目的は本書裏面に記載しております。お客様の個人情報に関するお問い合わせは、お買い上げの販売店にご連絡ください。詳細は裏面をご参照ください。

品　番	ECE1680
保証期間	お買い上げ日から **本体 1年間**（但し構成機器を含む）
※ お買い上げ日	年　月　日
※ お客様	ご住所 お名前　様 電　話（　）　—
※ 販売店	住所・販売店名 電話（　）　—

パナソニック電工株式会社 HA・セキュリティ事業部
〒514-8555　三重県津市藤方1668番地 TEL(059) 228-1211

ご販売店様へ　※印欄は必ず記入してお渡しください。

キリトリ線